			事業年度評価結果					中期目
中 期 目 標(第2期)	中期計画(第2期)	中期目標期間(平成20年度~平成24年度)の実績報告	H20	H21	Н22	H23	H24	標期間の評価
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置							
1 効率的な業務運営体制の確立	1 効率的な業務運営体制の確立			]				
(1) 効率的な業務運営体制の確立	(1) 効率的な業務運営体制の確立		A 4. 00	A 4. 12	A 4. 00	A 4. 00	A 4. 00	A 4. 02
したに した等、いる を関う時 にないる。 を編成い高きを関が、 のな組者置質と 的のは にないる。 のな用配はことで で表表でので、 のでは、	① 組織体制 重度かつ高齢の知的障害者に対し、 自立のための支援を先導的、総合的に、対力を関係を表する。 本語のでは、 一般のでは、 一般ので	【組織改正にあたっては、効率的な業務運営、自立支援の取組、利用者の高齢化等に応じた適切な支援、新たな政策課題に対する取組等を推進するため、柔軟に見直しを行った。また、常動職員数については、定年退職者の原則不補充などを実施し、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%削減する計画を着実に実施した。 また、常動職員数については、定年退職者の原則不補充などを実施し、平成24年度末までに期首(20年度当初)に比較して20%削減する計画を着実に実施した。 (組織) ○平成20年度 ・内部統制・ガバナンス強化への取組として、法人事務局に「調査役(監査担当)」を新設。 ・福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援事業として、地域支援部に「社会生活支援センター準備室」を新設。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						

② 人件費改革と給与水準の適正化	<ul> <li>○平成24年度</li> <li>・利用者の減少等を踏まえ、第5次寮再編を実施(16か寮→15か寮)</li> <li>・自立支援課8か寮において統合寮長制を実施</li> <li>・平成25年1月21日付で政策評価・独立行政法人評価委員会から「勧告の方向性」が示され、その中で地域移行等による施設利用者数の減少に応じ、関係部門の体制の縮小を図ることとされたことから、施設事業局の内部組織を3部(生活支援部、就労支援部、地域支援部)から2部(生活支援部、地域支援部の業務は、地域支援部の業務は、地域支援部成労支援課の業務とした(実施は平成25年4月1日)。</li> <li>・発達障害児を対象とする通所支援事業(児童発達支援事業&lt;定員10名&gt;、放課後等デイサービス&lt;10名&gt;)を実施し、療育支援を行う体制整備のため、「診療所」を「診療部」に改組し、療育支援を担当する「療育支援課」を新設するとともに、「障害児通所支援センター」を開設する検討を行った(実施は、平成25年4月1日)。</li> <li>【人員】</li> <li>○平成20年度期首(定員)279人 → 期末(現員)256人</li> <li>○平成21年度期首(定員)270人 → 期末(現員)234人</li> <li>○平成22年度期首(定員)260人 → 期末(現員)234人</li> <li>○平成23年度期首(定員)260人 → 期末(現員)234人</li> <li>○平成24年度期首(定員)235人 → 期末(現員)223人</li> </ul>		
ア 「経済対2006」(平成1 8年7月7日閣議と構造」(平「整政 8年7月7日閣議とでは、 9年代計画をでは、 9年代計画をでは、 9年代計画をでは、 9年代計画をでは、 9年代計画をでは、 9年代記述をでは、 9年代記述をでは、 9年代記述をののでは、 9年代記述をののでは、 9年代記述をののでは、 9年のでは、 9年のを 9年のを 9年のを 9年のを 9年のを 9年のを 9年のを 9年のを	平成21年度から、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、新しい国家公務員の給与体系に準拠した給与制度を導入し、俸給の引下げ等により人件費の縮減を図った。また、人事評価制度については、国家公務員の人事評価に準じた制度となるよう必要な見直しを行うため、大規模施設等への聞き取り調査を実施するなど、試行的実施に向けて検討を進めた。  ○平成20年度 給与改定 なし(人事院勧告 給与水準の改定なし)  ○平成21年度 給与改定 △4.8%(人事院勧告 △0.3%)  ○平成22年度 給与改定 △0.1%(人事院勧告 △0.1%)  ○平成23年度 給与改定 △0.23%(「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律」(平成24年法律第2号)のうち、人事院勧告に係る給与改定△0.23%)  ○平成24年度 給与改定 国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律に準じた給与の改定(職務の級に応じて、△4.77%、△7.77%、△9.77%とした)		
③ 人事配置 職員の能力と勤務成績を適切か つ厳正に評価した適材適所の人事 配置を行うとともに、外部の関係 機関との人事交流等を実施する。	【人事配置】 全国の障害者施設及び大学等に所属する者のうち、自閉症及び行動障害等への支援や行動援護、調査・研究、並びに福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者への支援の質の向上を図るため、各分野の専門家を当法人の参事として招聘し、各分野において、支援の充実の強化を図ったほか、高齢者支援、就労支援においては、その専門家を講師として招聘し、現場での実践等において指導・助言を得て職員の支援の向上を図った。  ○平成20年度 参事 (自閉症・行動障害、行動援護、調査・研究)		

(2) 内部統制・ガバナンス強化への取 組	(2) 内部統制・ガバナンス強化への取 組		B 3. 11	A 3. 62	B 3. 14	A 3. 71	A 3. 66	B 3. 45
「整理合理化計画」に基づき、効率的かつ的確な業務遂行を図るため、内部統制・ガバナンス強化に向けた条件整備を図ること。	① 内部統制の向上を図るための取組 役職員の職務執行のあり方をはじ めとする内部統制について、その向 上を図るための検討を行い、具体的 な取組状況を公表する。	【内部統制・ガバナンス強化への取組】 平成20年度に役職員で構成する「内部統制向上検討委員会」を設置し、会計監査 法人の協力の下、検討を行い、事業運営を阻害する「阻害要因一覧」を取りまとめ、 平成21年度及び22年度においてその見直しを行った。 阻害要因一覧に基づき、リスク対応計画を作成し、毎年度その取組状況の調査及び 評価を行った上で、リスク対応計画の見直しを行った。 また、内部統制の向上に関する役職員研修会を開催し、役職員への周知を図った						
		<ul><li>○平成20年度</li><li>・内部統制向上検討委員会の設置・開催(3回)</li><li>・阻害要因一覧の作成(117項目)</li><li>・役職員研修会の開催(1日)</li></ul>						
		<ul> <li>○平成21年度</li> <li>・内部統制向上検討委員会の開催(7回)</li> <li>・阻害要因一覧の見直し(117項目→108項目)</li> <li>・優先対応リスクの選定(①生活棟における支援・介護などの不備による利用者の骨折、打撲、創傷など、②誤与薬の発生、③当事者意識の欠如)及びリスク対応計画の作成</li> <li>・リスク対応計画の取組状況の調査及び評価</li> </ul>						
		<ul> <li>○平成22年度</li> <li>・内部統制向上検討委員会の開催(5回)</li> <li>・役職員研修会の開催(3日)</li> <li>・阻害要因一覧の見直し(108項目→110項目)</li> <li>・リスク対応計画の取組状況の調査及び評価</li> <li>・リスク対応計画の見直し</li> </ul>						
		<ul><li>○平成23年度</li><li>・内部統制向上検討委員会の開催(3回)</li><li>・役職員研修会の開催(2日)</li><li>・リスク対応計画の取組状況の調査及び評価</li><li>・リスク対応計画の見直し</li></ul>						
		<ul><li>○平成24年度</li><li>・内部統制向上検討委員会の開催(3回)</li><li>・役職員研修会の開催(2日)</li><li>・リスク対応計画の取組状況の調査及び評価</li><li>・リスク対応計画の見直し</li></ul>						
	② 内部進行管理の充実 各業務部門ごとに業務目標を設定 し、継続的に業務のモニタリングを 行い業務の進行管理を行うことによ り、計画的な業務遂行に努める。	【モニタリング】 平成20年度に、各部所の中堅職員(係長職相当)8人(平成23年度から、組織改正により9人)をモニターとして選出し、各部所の業務遂行状況を継続的にモニタリングする仕組みを整備し、このモニターと役員及び各部所管理者による「モニタリング評価会議」を毎年度4回開催した。この会議において、各モニターからの評価項目ごとの進捗状況の報告等に基づき、業務の進行管理を行った。また、評価結果等については、広く職員に周知するなど、情報提供を行った。						
	③ リスク回避・軽減への取組 国立のぞみの園の施設運営業務に おいてリスク要因への徹底した対応 を図るため、施設利用者等に係る感 染症予防対策や事故防止対策、防災 対策について組織的な取り組みを進 める。	【利用者及び職員の健康・安全の確保】 利用者及び職員の健康管理及び安全確保については、次のとおり実施した。 ○ 感染症対策委員会の開催 インフルエンザやノロウイルスなどの感染症の未然の防止と万一発生した場合 の対策を講じるため、「感染症対策委員会」を毎年度、定期的に開催した。委員会 の決定事項については、役職員に周知するなど、感染予防に努めた。						
		<ul><li>○ 健康診断の実施 施設利用者に対して、定期的に健康診断を実施したほか、がん検診についても 他の医療機関の協力を得て実施した。</li></ul>						

<ul> <li>事故防止への取組         <ul> <li>事故防止対策委員会を設置し、毎月第2木曜日に開催し、事故報告書やヒヤリハット体験報告書をもとに発生原因の分析、事故防止対策を検討した。検討結果については、各部所に周知し、同じような事故が起こらないよう注意を喚起した。</li> <li>○平成20年度             <ul> <li>事故発生状況</li> <li>54件</li> <li>・Eャリハット実績 103件</li> <li>○平成21年度                      <ul> <li>事故発生状況</li> <li>51件</li> <li>・Eヤリハット実績</li> <li>73件</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>・事故発生状況</li> </ul> </li> <li>・主な発生状況</li> </ul>
(1年度2を目標 17年

	⑤ 取組を有効に機能させるための監査実施に係る条件整備 随意契約の適正化等の効率的な業務運営に向けた取組を有効に機能させるため、監事及び会計監査人からの厳格な監査を受けることができるよう、必要な条件整備を図る。	【監査実施に係る条件整備】 平成20年4月に、法人内の監査関係の担当として、「調査役(監査担当)」を法人 事務局に新たに配置した。 平成21年度からは、毎年度当初に策定した内部監査計画に基づき監査を実施し、 監査結果については、理事長に報告するとともに当法人ホームページに掲載し、公表 を行った。 平成23年4月には、法人内の内部監査を担当する部署として、「調査役(監査担当)」 を廃止し、新たに「監査室」を設置して、監査体制の充実を図った。						
(3)業務運営の効率化に伴う経費節減	(3)業務運営の効率化に伴う経費節減		В 3. 44	A 3. 87	A 3. 85	A 3. 71	S 4. 50	A 3. 87
一般管理費及び事業費等の経費 (運営費交付金を充当するもの〈定 年退職者に係る退職手当に相当目標 期間の最終年度(平成24年度)の 額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上節 減すること。	① 経費の節減 中期目標に基づく運営費交付金の節減 宗教与体系・給与体系・給与体系・給与体系・給与体系・給与体系・治計画」(平意契約見直し計画」(以下、等に基づく自己計画」という。)等に基づく合理化に取り組む。 ② 運営費交付金以外の収入の確保ア 地域の実施という。)等に基づく合理化に取り組む。 ② 運営費の一条のでは、企業のでは、できないできないでは、できないできないでは、できないではないできないでは、できないではないではないではないではないできないではないできないではないできないではないできないではないではないではないではないできないできないではないできないではないできないではないできないではないではないできないではないできないできないではないできないできないできないできないできないできないできないできないできないでき	【経費の節減】 人員減や給与の見直しにより、人件費の縮減を行った。また、物件費については、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で行い、費用の縮減に努めた。 ・運営費交付金について、平成19年度に比して、平成24年度までに、△8.1億円減(△34.8%)させた。  (単位:百万円、人)  「中度区分 人件費総類 職員数 267 20 2,335 256 21 2,048 246 22 1,958 234 23 24 1,577 223 24 23 1,808 215 24 24 23 2,048 22 3 1,808 215 24 25 24 1,577 223 25 25 2 2 1,958 23 24 2 3 1,808 215 24 2 2 3 1,808 215 24 2 3 2 4 1,577 223 25 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5 2 5						

	イ 利用者負担を求めることができ るサービスについて、社会一般情 勢を踏まえ適切な額の負担を求め る。	<ul> <li>○平成23年度 ・国の「社会福祉推進事業」に応募し、調査研究事業を実施 ・群馬県から「行動援護従業者養成研修実施事業」、「知的障害者(児)ホームへルパー養成基礎研修実施事業」を受託 ・高崎市から「高崎市相談支援事業」を受託 ○平成24年度 ・国の「障害者総合福祉推進事業」、「社会福祉推進事業」に応募し、調査研究事業を実施 ・群馬県から「行動援護従業者養成研修実施事業」、「知的障害者(児)ホームへルパー養成基礎研修実施事業」を受託 ・高崎市から「相談支援事業」、「虐待防止センター事業」を受託 「利用者負担」施設利用者が負担する利用料(食費、光熱水費、洗濯費)について、直近の実績を踏まえて適切な額の負担を求めた。</li> <li>〔セミナー参加者等への負担〕研修等については、資料代等を含め参加費の負担を求めた。</li> <li>〔実習の受入〕福祉系大学等の学生、ホームへルパー研修受講者等の各種養成機関からの実習を受入れた。実習の受入に当たっては、適切な負担を求めた。(後掲)</li> </ul>						
2 効率的かつ効果的な施設・設備の利 用	2 効率的かつ効果的な施設・設備の利 用		B 3. 00	A 3. 50	A 3. 85	A 3. 71	A 4. 16	A 3. 64
既存の施設・設備を有効活用しつつ、効率的かつ効果的な業務運営を図ること。	土地、建物等の資産について、資産の利用頻度、本業務に支障のないでのない。 利用方法等の検討を行う。併せて、 老朽化等により不用となった建物の処分等を検討する。  (1) 施設利用者の状況を考慮した利用 方法の検・設備等について、施設利用 を関連したである。  (1) 施設利用者の減少や能力を図る。	【資産(土地・建物等)の利用・検討】 資産(土地・建物)の利用検討委員会はのぞみの園が保有する資産(土地・建物)の実態を把握し、今後資産をどのように利用するかなどについて資産の効率的な利用を検討するものであり、構成委員は総務部長を筆頭に10名の役職員で構成される。  [土地等の有効活用] 〇平成20年 資産(土地・建物)の現状の報告を行うとともに、資産の効率化に関する事前アンケートを基にして利・活用の方策を検討した。併せて、東京電力(株)送電線路の架設に伴う鉄塔敷地の賃貸借契約や線下補償契約の追認を行った。 〇平成21年度 賃貸でにていた「ケアホームおおいし」について、今般の火災等を踏まえ、賃貸ではこれ以上の対応が難しいことから、既存GHを買い上げ、内部改修工事を行い使用することで、安全・安心が図れることから購入を決定したことについて報告及び旧独身享・旧管理事務所解体に伴う跡地の活用、旧洗濯センター空室の活用、職員宿舎の利用と整備等について検討した。なお、旧管理事務所跡地については、不動産鑑定士により評価を行ったが、結果としては市街化調整区域、宅地造成工事規制区域、砂防指定地、埋蔵文化財包蔵地であり、売却は非常に難しい状況である。 〇平成22年度 外部の有識者(高崎市保険福祉部長、国立のぞみの園保護者会会長、乗附公民館館長・乗附町(3)区長)3名を招聘し、保有資産の管理・運用等について意見を聴取した。結果、地域住民の意見を聞くなどして、引き続き、一層の地域開放を行うよう提言を受けた。						

		 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	○平成23年度 旧管理棟跡地の石等を撤去し、使用可能な状態に整備して引き続き地域開放を行 うよう提言を受けた。 なお、旧洗濯センター(倉庫)跡地を、平成24年度以降の新規事業に活用する ことを検討した。	
	○平成24年度 資産利用検討委員会の検討結果を踏まえ、旧管理棟跡地を整地し、利用者の日中 活動の場や、地域交流の場として活用するとともに、休日等に地域住民に開放し、 その有効活用を図った。 また、旧洗濯センター跡地に、障害児通所支援センターれいんぼ~の開設に向け て準備を行った。	
	〔寮再編成と空き寮の活用〕 施設利用者の高齢化や重度化等が顕著となり、そのニーズの対応した適切なサービスの提供と地域移行者等による施設利用者の減少に鑑み寮再編成を実施しするととも に空き寮の活用を図った。	
	<ul> <li>○平成20年度 空き寮3棟を活動支援棟のサテライトとして活用</li> <li>○平成21年度 第3次寮再編成実施 5か寮を閉寮、3か寮を新設</li> <li>○平成22年度 サテライトのトイレ改修、緩衝材の設置</li> <li>○平成23年度 第4次寮再編成実施 1か寮を閉寮</li> <li>○平成24年度 第5次寮再編成実施 1か寮を閉寮</li> <li>空き寮を活動支援棟の新たなサテライトとして活用・平成23年4月より空き寮となった3棟及び富士会館等を東日本大震災(原発</li> </ul>	
	による避難)で避難を余儀なくされた被災施設(社福)友愛会に同施設利用者の居住の場・日中活動の場として提供をしている。	
(2) 地域の社会資源・公共財としての 活用 ① 診療所の機能の活用 診療所の機能を活用して、地域の 知的障害者等に医療を提供する。	【診療所の活用】 診療所は、有床の保険医療機関(注:平成7年10月に保険医療機関の指定を受け、 平成14年1月には有床診療所として許可を受ける。)として、入所利用者を中心に医療を提供を行ってきた。 特に、心理相談(外来)については、平成21年度より精神科外来との連携を強化し、同年10月より家族心理教育のグループセッション(えすぽわ~る)を開始した。	
② 福祉関係者等への活動の場として	【福祉関係者等の活動利用】	
の活用 施設・設備等について、福祉関係 者、ボランティア等の活動の場に提 供するなど、一層の利用促進を図る。	〔ボランティアの受入〕 平成20年度に当施設のフィールドを活かした多様なボランティアメニューの再編成に向けた検討を行い、平成21年3月に整備してホームページで公表した。 〈ボランティアの受入状況〉(後掲:ボランティアの養成)	
	<ul><li>〔地域住民等との交流〕</li><li>○ 地元地域の商店街の書店より、フリースペースの提供を受け、利用者が制作した作品を「みんなの作品展」と称し、広く地域住民に公開し、地域との交流が図る。</li></ul>	
	られた。 ・平成21年度 平成22年1月 9日~1月30日 来場者 80人 ・平成22年度 平成23年1月11日~1月29日 来場者 98人 ・平成23年度 平成24年1月10日~1月28日 来場者 52人	
	<ul><li>○ 地域生活体験ホーム利用者及びケアホーム入居者は、地域住民として高崎市乗 附小学校区・片岡小学校区の町民運動会、ソフトバレーバール大会、芸能祭に招 待されたほか、各町内会の清掃日、花見、どんどん焼きなどの行事にも参加し、 交流を深めた。</li></ul>	
	○ 平成23年6月15日地域生活体験ホーム「くるん」において、入所利用者が制作した作品の展示即売会を開催し、地域住民との交流を図るとともに、平成24年2月11日から12日に開催された地元「乗附公民館文化祭」にも利用者の作品を出展し地元住民に展覧した。	

		<ul> <li>○ 平成24年6月27日 「地域生活体験ホームくるん」において、入所利用者が制作した作品の展示即売会を開催し、地域住民との交流を図るとともに、平成25年2月9日から10日に開催された地元「乗附公民館文化祭」にも利用者の作品を出展し地元住民に展覧した。また、市街地に設置した生活介護事業所「さんぽみち」では、地域住民を対象として交流会を実施し、約100人を招いた。</li> <li>○ 地域住民等との交流及び障害者への理解を深めていただくこととを目的に、「のぞみの園ふれあいフェスティバル」を開催し、各種イベントや、利用者の作品展示及び施設内の見学等を実施し、交流の機会を持つことに努めた。・平成20年度 来場者数 1,938人・平成21年度 来場者数 1,897人・平成22年度 来場者数 1,899人・平成22年度 来場者数 1,742人・平成23年度 来場者数 2,124人</li> <li>○ 平成23年4月23日、被災施設(友愛会)の受入れに際し、地元住民と入所利用者で激励会を開催し、交流を深めた。</li> </ul>						
3 合理化の推進	3 合理化の推進		B 3. 11	A 3. 50	A 3. 85	A 3. 71	A 4. 00	A 3. 63
契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進すること。  ① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」(平成19年12月)の取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。	重度かつ高齢の知的障害者という施設利用者の特性を十分考慮しながら、よ契約は原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、随意契約の適正化を推進する。  ① 「整理合理化計画」に基づき、国立のぞみの園において策定した「随意契約見直し計画」の取組状況を実施するとともに、その取組状況を公表する。	【契約の見直し】 「随意契約等見直し計画」に基づく取組を着実に実施するため、入札案件について、一般競争入札等の競争性の高い契約方式で実施した。 なお、会計規程第33条の2に基づき、該当する契約(予定価格が100万円を超える契約)については、のぞみの園ホームページに掲載し、公表した。 ・契約に占める競争入札、随意及びプロポーザル契約による契約の割合の推移(単位:%) <u>年度区分</u> 競争人札 ブロボーザル 計 随意契約 平成20年度 66.7 3.7 70.4 29.6 21 78.6 4.8 83.4 16.6 22 81.6 2.6 84.2 15.8 23 73.9 4.4 78.3 21.7 24 71.8 2.6 74.4 25.6 ※上下水道料金等の公共料金を除いた契約で算出						
② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施すること。  ③ 監事及び会計監査人による監査に	② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分に確保される方法により実施する。  ③ 監事及び会計監査人による監査に	<ul><li>○ 「一者応札・一者応募に係る改善方策について」(平成21年7月24日付)に基づき、競争性、透明性が確保できるよう努めた。</li><li>○ 監事監査・内部監査において、会計規程第31条、第32条及び第33条の規定</li></ul>						
おいて、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。	おいて、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受ける。	に基づいた入札・契約が適正に実施されているか、関係書類等の内容のチェックを受けた。その際、随意契約等見直し計画の実施状況についてのチェックも受けたが、いずれも問題となる指摘はなかった。						

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項通則法第29条第2項第3号の国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項は、次のとおりとする。	第2 国民に対して提供するサービスその 他の業務の質の向上に関する目標を達 成するためとるべき措置							
1 自立支援のための取組	1 自立支援のための取組 (施設利用者の地域移行のスピードアップ)		S 4. 66	A 4. 25	S 4.71	A 4. 14	A 4. 16	A 4. 38
(1) 重度知的障害者のモデル的な支援 を行うことにより、施設利用者の地 域への移行を積極的に推進し、施設 利用者数について、独立行政法人移 行時(平成15年10月)と比較し て、3割縮減すること。	取組を行うことにより、重度かつ高齢の知的障害者の自立に向けたモデル的な支援の確立に努めるとともに、他の知的障害関係施設等に対し、これらの知的障害者に対する支援方法等のモデルを提供する。							
	(1)地域移行に向けた取組 中期目標に基づき、より多くの地 域移行の実現に向けて、地域移行の 取組を丁寧かつきめ細かく進める。	【地域移行に向けた取組】 ○ 施設利用者の地域移行のスピードアップ     地域移行への取組は、丁寧かつきめ細かく計画的に進めた。     地域移行の推進に向けて、具体的かつ重点的に取り組むため、平成18年度に設置した役職員から構成される「地域移行スピードアップチーム」における検討を継続し、実効性のある事業等を企画し実行した。						
		<ul> <li>・地域移行の実績(第1期中期目標期間合計44人)</li> <li>平成20年度 24人</li> <li>平成21年度 21人</li> <li>平成22年度 22人</li> <li>平成23年度 21人(第1期との合計132人)</li> <li>平成24年度 18人(小計106人)(第1期との合計150人)</li> </ul>						
		区分         平成20年度         平成21年度         平成22年度         平成23年度         平成24年度           男性         14人         13人         11人         15人         12人           女性         10人         8人         11人         6人         6人           移行先都道府県         1都10県         1都11県         1都14県         1都1道7県         7県           年齢(平均)         57.5歳         56.2歳         59.8歳         56.0歳         52.1歳           在籍年数(平均)         33年6か月         32年6か月         35年5か月         32年7か月         24年5か月						
		マ成20年度       平成21年度       平成22年度       平成23年度       平成24年度         割合       割合       割合       割合       割合       割合         人数       人数       人数       人数       人数       人数       人数       人数						
		非該当       0人       0.0%       2人       9.5%       0人       0.0%						

1 自立支援のための取組	1 自立支援のための取組 (本人及び保護者の同意を得るための取組)		S 4. 55	S 4. 75	S 4. 57	A 3.85	A 3. 66	A 4. 27
	① 実施計画の作成と実践 厚生労働省、関係地方自治体及び事業所等の協力のもと、施設利用者一人ひとりについて、次により地域移行に取り組むこととする。 ア 本人及び保護者等家族への説明と同意の確保 イ 地域移行に向けた個別支援計画に基づく生活・日中活動に関する個別支援の提供や、地域生活体験の実施	【同意をとるための取組】 ○ 保護者会総会や各寮毎に行われる保護者懇談会及び保護者の面会のための来園の機会を利用して、地域移行の取組みの状況等を説明を行った。また説明の際には、視覚で地域での生活を保護者に理解していただくため、既に地域移行した者の生活の様子を撮影した写真を編集したDVDを作成し活用した。また、地域移行した者を紹介する「のぞみの園地域移行通信」を年6回発行し、各生活寮で行う広報誌の送付に同封することにより、保護者全員に配布した。さらに、各生活寮において、面会等の来園する機会が少ない家族に対して、家庭訪問等を行い、地域移行に関しての説明を行う取組を生活支援部と地域支援部等との連携強化を図りながら行った。 <同意を得ている者の状況> ・平成20年度 男性 14人 女性 9人 計23人・平成21年度 男性 17人 女性 15人 計32人・平成22年度 男性 26人 女性 13人 計39人・平成23年度 男性 24人 女性 19人 計43人・平成24年度 男性 27人 女性 18人 計45人						
		<保護者懇談会実施状況> 平成20年度 ・実施寮 22か寮 ・参加家族数 246家族 ・出席者数 363人						
		平成21年度 ・実施寮 19か寮 ・参加家族数 222家族 ・出席者数 335人						
		平成22年度 ・実施寮 18か寮 ・参加家族数 208家族 ・出席者数 319人						
		平成23年度 ・実施寮 17か寮 ・参加家族数 192家族 ・出席者数 293人						
		平成24年度 ・実施数 16か寮 ・参加家族数 133家族 ・出席者数 200人						
		〈新たに地域移行の同意を得られた数〉 <ul> <li>・平成20年度 同意者数 29人 (4人)</li> <li>・平成21年度 同意者数 32人 (2人)</li> <li>・平成22年度 同意者数 33人 (3人)</li> <li>・平成23年度 同意者数 25人 (1人)</li> <li>・平成24年度 同意者数 25人 (1人)</li> </ul>						
		※( )数字は、同意を得られた者で、疾病や死亡等で地域移行を断念した者の、 うち数である。						
		【保護者の地域移行に対するアンケート調査】 平成22年度に保護者を対象とした地域移行に関わるアンケート調査を実施した。 以前と比較すると、保護者の地域移行に関する理解は徐々に深まっていることがわかった。一方で我が子の問題としては依然考えていない保護者が多かった。						

	・地域移行の考え方	こついて		(%)
		平成15年度	平成18年度	平成22年度
	大切なことだ	12.2	8. 4	8. 2
	やむを得ないことだ	36.3	46.8	52.4
	よくわからない	15.8	26.5	26.8
	やるべきではない	3 1. 1	12.5	10.4
	無回答	4.6	5.8	2. 2
	   ・地域移行すること			(%)
		平成15年度	平成18年度	平成22年度
	ある	8.8	7.8	17.1
	ない	87.0	68.5	77.3
	よくわからない	2. 3	21.7	4.8
	無回答	1. 8	1. 9	0.7

# 【宿泊体験、地域生活体験等の提供】

地域生活への移行が円滑に行えるよう、施設利用者の状況に応じて地域生活体験ホームにおける宿泊体験や地域生活体験を実施した。

## <地域生活体験ホームでの段階的実施体制について>

		種 別	名 称	場 所	勤務体制
	第1段階	宿泊体験	地域生活体験ホーム「くるん」	施設外法人所有	夜勤制
	第2段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「あおぞら」	施設内職員宿舎	宿直制
	第3段階	地域生活体験	地域生活体験ホーム「ひじり」	施設外一般住宅	宿直制

# (※1) 宿泊体験の実施

地域生活体験ホームにおいて、施設利用者の状況に合わせた短期(1~1カ月未満)の宿泊体験を行った。また、身体介護が必要な者のために、地域生活を体験するために必要な支援体制(重介護型)を検証することを目的に当該体験ホームにおいて、宿泊体験を実施した。

# (※2) 地域生活体験ホームの廃止及び開設

平成24年度内に「ひじり」及び「あおぞら」を廃止、平成25年度開設の自閉症対応型「うぐいす」の開設準備を進めた。

#### <地域生活体験ホームでの宿泊体験の実施状況>

	(14)		7 C/2 L/ C/D L/			
体験方法	一般	型宿泊体験		重介護	型宿泊体験	
	実人数	延べ人数	延べ日数	実人数	延べ人数	延べ日数
平成20年度	62人	79人	492日	2人	6人	45目
平成21年度	27人	42人	393目	3人	13人	263目
平成22年度	27人	42人	22日	8人	10人	22日
平成23年度	47人	65人	456日	6人	12人	41日
平成24年度	13人	23人	114日	1人	3人	11日
計	176人	251人	1477日	20人	44人	382目

## (※2) 地域生活体験

施設利用者に対して、地域での生活に近い生活環境での地域生活体験(1ヶ月以上)を実施した。

○ 具体的に地域移行を予定する者に対しては、移行先の事業所の見学や現地での 宿泊体験を実施した。

## <移行予定事業所の見学、宿泊体験状況>

			U /
	対象者	見学	宿泊体験
平成20年度	29人	17人	9人
平成21年度	19人	21人	19人
平成22年度	36人	31人	12人
平成23年度	31人	29人	19人
平成24年度	29人	25人	8人
計	1 4 4 Å	123人	67 J

※ 各年度内で実施した利用者であり、必ずしも年度内に地域移行していない者も含まれる。

1 自立支援のための取組	1 自立支援のための取組 (移行先の確保、移行者に対する地域生活 の定着支援)		A 4.11	A 4. 25	S 4. 71	A 3. 85	A 3. 66	A 4. 12
	ウ 厚生労働省、関係地方自治体、 事業所等の協力による移行先の 確保 エ 移行後の生活について、移行 先の協力により本人、保護者が 安心・信頼できる環境を整備	【移行先の確保】 ○ 厚生労働省・関係地方自治体、事業所等への協力要請 厚生労働省や関係団体等が開催する全国規模の会議において、各年度ごとに重 点都道府県を設定し、地域移行関係資料を提供し重点的に協力を要請を行った。 ○要請を行った会議 ・全国心身障害者コロニー連絡協議会(毎年) ・栃木県障害施設・事業協会にて協力要請(平成22年) ・東京都地域生活移行支援セミナーにて協力要請(平成24年)						1
	② 地域移行モデルの情報提供 これまで蓄積された地域移行の実 績等を踏まえ、他の知的障害関係施 設等に対して、重度かつ高齢の知的 障害者の地域移行に向けた支援モデ ルの情報提供を行う。	重点都道府県         対象利用者数         重点対象者数         地域移行者数         移行先決定 (待機)           平成20年度         1都7県         191人         11人         6人         4人         6人           平成21年度         1府6県         50人         9人         3人         5人         5人           平成22年度         1都1道6県1市         162人         17人         4人         0人         9人           平成23年度         1都4県1市         142人         19人         4人         4人         1人           平成24年度         1都3県         115人         19人         1人         1人         2人           計         75人         18人         14人         23人						
		・個別に地域移行に向けた具体的な調整を行った。						
		高崎市内に開設した。徒来のケケホーム「おおいし」と合わせて3か所のケケホームを運営し、新たに群馬県出身者5人、県外出身者であるが身元引き受け者がいない者2人の地域生活移行の受け皿となった。  ・平成21年度     入居者の高齢化及び身体機能低下等から、従来のケアホーム「おおいし」から新たにバリアフリー対応型のケアホーム「おおいし」を移転し、定員5から定員7とし、新たに群馬県出身者2人の地域移行の受け皿となった。  ・平成22年度     「おおいし」について、定員を7人から8人とし、新たに群馬県出身者1人の地域移行の受け皿を確保した。						
		<ul> <li>・平成23年度 前年度に引き続き事業を実施した。</li> <li>・平成24年度 従来のケアホーム「やちよ」から、バリアフリー対応型の新規ケアホーム(高齢・重度対応型)「いしはら」(定員8人)を開設し、新たに群馬県出身者の地域移行の受け皿とした。 さらに、新規ケアホーム(自閉症対応型)「やちよ」(定員5人)を開設した。</li> </ul>						

# 【移行者に対する地域生活の定着支援】

移行後の生活について、移行先の協力により本人、保護者が安心・信頼できる環境を整備する。

# ○ 移行前の健康診断の実施

移行前の健康診断を診療所において実施した。併せて、移行先においても継続した医療支援が必要な場合に備えて、すべての移行者に診療情報提供書を交付した。これについては、利用者の高齢化により、医療情報が安心した地域での生活に不可欠であることから、地域移行3ヶ月前からのカンファレンスの段階から準備し、的確に支援が引き継げるよう取り組んだ。

# ○ 地域移行者のフォローアップ

地域移行者のフォローアップとして、地域移行した者全てを対象として、①移行先事業所等へ訪問し、本人と面接、②電話等の連絡により、生活の状況を確認した。

## <フォローアップの状況>

地域移行した者(退所者数)	116人
移行自治体数(都道府県)	3 2 都道府県
男女別	男性67 女性49

※フォローアップ対象者は、平成23年度末の地域移行者150人のうち、平成23年度までに死亡した8人、のぞみの園運営ケアホーム入居者23人、再入所1人、平成25年3月31日退所した2人を除く、116人とする。

#### <フォローアップの方法と回数の状況>

<u> </u>				
	本人来所	訪問	手紙	電話
平成20年度	8	4 5	1 4	500
平成21年度	1 0	7 8	7	5 9 7
平成22年度	0	1 1 6	1	7 4 7
平成23年度	3 4	1 1 6	1	6 7 6
平成24年度	2 7	1 0 0	4 8	6 4 1

## ○ 移行についてのアンケート

フォローアップ訪問時に、今後の地域移行を進めるための参考とするため、移行先事業所等と本人を対象としたアンケート調査を実施した。

# <アンケートの実施状況>

1 3 事業所	対象利用者	13人
19事業所	対象利用者	33人
3 1 事業所	対象利用者	34人
2 4 事業所	対象利用者	3 1人
1 2 事業所	対象利用者	17人
	19事業所 31事業所 24事業所	1 9 事業所 対象利用者 3 1 事業所 対象利用者 2 4 事業所 対象利用者

# 【地域移行モデルの情報提供】

## 平成20年度

地域移行者の状態像の分析を行い、今後の地域移行に向けた指標作りをするとともに、他施設の地域移行のプロセスを把握し、地域移行に向けた支援方法の3類型(①本人、②保護者、③移行先行政、事業所)を作成し、法人内研究「重度・高齢の知的障害者に対する地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究」として取りまとめた。また、第2期中期目標期間に入り、これまでの地域移行の取組全般を体系的に整理するとともに、特徴的な地域移行の事例を分析し、経過と留意点等を取りまとめた報告書「地域移行の軌跡」を作成し、全国の知的障害関係施設の取組の参考となるよう広く配布した。

		・平成21年度 入所施設から地域生活へ移行するプロセスとして、地域移行支援プロセスを重視し、地域移行のプロセスをより一般化するために同様の支援に取り組んでいる民間事業者に聞き取り調査を行い、研究報告書としてまとめた。 ・平成22年度 平成23年3月、本人及び保護者に対する同意を得る取組や、行政・事業所等との調整及び、事例を取りまとめた重度・高齢知的障害者の地域移行プロセスへの支援指針「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を作成した。 ・平成23年度 「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を全国の関係自治体・事業所等に1147冊頒布(うち、有償頒布319冊)した。 ・平成24年度 「地域移行を推進するための職員ハンドブック」を全国の関係自治体・事業所等に121冊頒布(うち、有償頒布121冊)した。						
	(行動障害等を有するなど著しく支援が困 難な者に対する支援)		S 4. 55	A 4. 25	S 4. 57	A 4. 14	A 4. 33	A 4. 37
(2) 重度知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を行うことにより、サービスモデル等を構築し、他の知的障害関係施設等への普及に取り組むこと。	援が困難な者に対する支援 行動障害等を有するなど著しく支	【行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する支援】 ○ 自開症及び行動障害等を有する者に対して、福祉と医療の連携による効果的なサービスの提供を行った。 ・平成21年度 特別支援寮1か寮増設 ○ 平成20年度、21年度、22年度に自開症及び行動障害等に関して高い知見と経験を有する自立支援の専門家を招聘し、特別支援が提供できるように支援者の育成を図った。 ・平成20年度 自閉症支援者育成プロジェクトチームの設置・平成21年度 自閉症支援者育成プロジェクトチームの設置・平成22年度 自閉症支援者育成プロジェクトチームの設置・平成22年度 自閉症支援者育成プロジェクトチームⅡの設置 ○ 新規受入 自閉症及び行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者、精神科病院に社会的入院している者等の受け入れを行った。・平成21年度 1人・平成23年度 2人・平成24年度 1人 「高齢知的障害者への自立支援】 ○ 入所利用者の高齢化に対応した生活環境や身体状況に相応した日中活動や自立に向けた効果的な支援方法について検討を行い、効果的なサービスの提供を行った。・平成21年度 高齢者支援寮1か寮増設 ○ 平成21年度 高齢者支援療がループを中心に支援者の姿勢及び環境、支援技術等に関しての指導・助言を受け適切な支援が提供できる支援者の専門性の向上に努めた。・平成22年度 高齢者支援セミナー 5回開催・平成23年度 高齢者支援す例検討プロジェクトチームの設置・平成23年度 高齢者支援事例検討プロジェクトチームの設置・平成24年度 高齢者支援事例検討プロジェクトチームの設置・平成24年度 高齢者支援事例検討プロジェクトチームの機続設置						

【有期限・有目的での入所支援】 ○ 平成20年度より福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者(罪を犯した知的障害者)の受け入れを開始した。 また、平成21年度には、行動障害等により精神科病院に社会的入院となっている知的障害者の受け入れを開始し、平成23年度からは、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な知的障害者について受け入れた。	
平成20年度     ・矯正施設等を退所した知的障害者 2人受入 2 1 年度	
・矯正施設等を退所した知的障害者 3人受入 3人退所 ・精神科病院に社会的入院となっている知的障害者 1人受入 1人受入	
平成22年度 ・矯正施設等を退所した知的障害者 4人受入 2人退所 7成23年度	
・矯正施設等を退所した知的障害者 1人受入 3人退所 ・精神科病院に社会的入院となっている知的障害者 1人受入 ・著しく支援が困難な知的障害者 1人受入 平成24年度	
・矯正施設等を退所した知的障害者 6人受入 5人退所 ・精神科病院に社会的入院となっている知的障害者 1人受入 1人退所	
【福祉の支援を必要する矯正施設等を退所した知的障害者の支援】	
<ul><li>○ 担当職員の養成と研修 法人内での事業の意義と基本的知識を全職員と共有するための研修会を開催するとともに、刑務所等での知的障害者の状況を調査するため、矯正施設や先駆的受入実践を行っている施設等の視察を行った。</li></ul>	
平成20年度 ・「社会生活支援センター準備室」を設置し、11人の職員を他の業務との兼務で配置した。 スタッフ会議18回 企画会議 20回 施設等視察 5か所	
平成21年度 ・新たに地域支援部支援調査係を設け、「社会生活支援センター準備室」職員が、 矯正施設等関係機関、関係団体との連絡調整を行った。 スタッフ会議13回 企画会議 17回 研修会参加 5回 施設等視察 5か所	
平成22年度 ・「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」を設置し、9人の職員を他の業務との兼務で配置した。併せて犯罪に関わった知的障害者への支援経験を有する専門家を参事(社会生活担当)として委嘱し、同参事の指導の下、同プロジェクトチームの支援技術向上のための研究・検討を行った。また、法人職員及び外部職員を対象として、効果的な支援を行うために必要な知識技術取得のため、参事を講師とする連続オープンセミナーを開催し	
た。     スタッフ会議 12回     研究会議 11回     支援会議 12回     可修会参加 3回     施設等視察 5か所     オープンセミナー 11回(延べ423人参加)	

	平成23年度 ・「矯正施設等を退所した知的障害者支援プロジェクトチーム」(定員9人) を設置し、プロジェクト会議を開催した。また継続して、犯罪に関わった 知的障害者への支援経験を有する専門家を委嘱し、同参事の指導の下、支援技術等の向上のための研究・検討を行った。 スタッフ会議 12回 プロジェクト会議 6回 研修会参加 6回 施設等視察 2か所
	平成24年度 ・矯正施設等を退所した知的障害者の支援において、さらに質の高い支援技術等の向上を図るため、地域生活定着支援センターや福祉施設等で実績のある専門家を参与として招聘し、加えて犯罪に関わった知的障害者の支援経験を有する専門家を参事として委嘱し、支援技術等の向上のため、研究・検討を行った。  スタッフ会議 12回 支援会議 7回 研修会参加 3回 施設等視察 3回
	○ 受入と支援の実践 矯正施設等を退所した知的障害者の受入については、地域定着支援センターの 依頼に基づき、矯正施設等(刑務所・少年院等)へ出向き、本人に対する面接・ 調査を行い、退所後の帰住先が無く、所持金もわずかな状況で再犯に結びつく危 険性があると思われ、今後福祉の支援に繋げることにより地域での生活が可能で あると判断された者について受入対象者とした。
	平成20年度 ・対象者2人の受入を行い、「社会生活支援センター準備室」の職員が支援に関わりながら、生活寮から職員宿舎、地域生活体験ホームへと地域生活の自立に向けて段階的な支援を実施した。
	平成21年度 ・対象者3人の受入を行い、生活寮を当面の生活の場として提供するとともに所 得保障を確保し、新たに設けられた支援調査係を中心に「社会生活支援センター 準備室」職員が、地域生活への段階的移行を目指して支援を行った。
	平成22年度 ・対象者4人の受入を行い、平成23年1月から、地域生活に向けての専門的な 支援を提供するため、「自活訓練ホーム(定員7人)」を試行的に開設し、施設内 の生活の場を段階的に設定し、地域生活移行への準備を行った。
	平成23年度 ・対象者1人の受入を行い、平成23年4月より自活訓練ホームの本格実施に向け、当事業を所管する「社会生活支援課」を新設し、利用者の自立に向けての専門的な支援・運営を行った。
	平成24年度 ・対象者6人の受入を行い、地域生活に向けての専門的な支援を提供するため、「自活訓練ホーム」において、生活の場を段階的に設定し、地域生活移行への準備を行った。また、初めて受入れを行った女子利用者1人については、生活寮を当面の生活寮を当面の生活の場として提供するとともに、社会生活支援課自活訓練ホーム職員が生活寮のバックアップに回ることにより、地域生活への段階的移行を目指してきめの細かい支援を行った。
	※ 支援に当たっては基本方針となる「基本方針 (職員向け)」「ガイドブック (利 用者向け)」を作成・精査し支援方法の確立を目指した。
<u></u>	

										1		
(支持)	援実績〉 :別) 障	<sub>宝</sub>	罪名	出身地	退所矯正施設	7 記 田田		移行後の	生迁 一			
	程	度区分						生活の場	就労等			
A (	(男) 非	該当性	:犯罪	県外	県外少年院	10カ月	県外	通勤寮	一般就労			
B (			窃盗 累犯)	県外	県外刑務所	11カ月	県内	アパート	一般就労			
C (		4 4		県内	県内刑務所	23ヵ月	県内	通勤寮	作業所			
D (	(男)	2 4		県外	県内刑務所	7カ月	県外	С•Н	就労継続B			
E (	(男)	3 4	<b></b>	県外	県内刑務所	11カ月	県外	С•Н	就労継続B			
<u>**</u> F (	(男)	5 贫	累犯)	県内	県外刑務所	25カ月	県内	入所施設	就労継続B			
<u> </u>	(男)	2 ₹	思犯) 穿盗	県外	県内刑務所	7カ月	県外	在宅	無職			
<u>*</u> H (	(男)	2 第	ス犯) 労盗	県内	県内刑務所	9ヵ月	県内	С•Н	一般就労			
<u>                                   </u>	(男)		界犯) 景盗	県外	県外少年院	13カ月	県外	С•Н	就労継続B			
<u>                                   </u>				県内	県外少年院							
K (				県外	県外少年院							
				県内	県内刑務所	5カ月	旧内	通勤寮	就労継続B			
M (J <u>*</u>				県外	県外刑務所	4カ月			一般就労			
N (J		4 3	<b></b>	県外	県外少年院	8カ月						
	男)	4 元	恐喝	県外	県外刑務所	3ヵ月	県外	自己都合	で契約解除			
P (3	女)	2 器物	勿破損	県内	県外刑務所							
<u>%ti</u>	退所者	I					II		<u></u>			
		1 4 - 1 1	た後の受	受け皿と	なる福祉施設	役等にお!	ける効	果的な支	接プログラム			
	)開発等(											
	厚生労働								して先駆的受			
	として	参加する研	开究検討	寸委員会	会を開催し、知	喬正施設?	を退所	した後に	ジオブザーバー ご受け入れ福祉			
			ログラ	7ム開発	を行い、報告	音をとり	まと	めた。				
			討委員	会を開	開催し、「研修)	プログラ	ム」開	発を行い	、報告書をと			
		2 3 年度	(e.) . E	Γ <i>τ</i> π <i>!.!</i> ~	a	<b>2</b> 世)~1	Σ 17- <del>1/</del> 2 →	· †== †   † †====	1時日また(を)			
	した研	修会 「福祉	止のサー	ービスを	と必要とする知	喬正施設:	を退所	した知的	職員を対象と 」障害者等の地			
	域生活	支援を行う 共通の課題	施設職 風として	戦員(指 て認識を	『導的立場)」	を開催し もに、地	た。さ 或生活	らに、注 の重要性	₹務・福祉関係  Eの共有化、並			
		2 4 年度										
	とする知	喬正施設を	退所し	た知的	]障害者等の地	地域生活支	で援を	行う施設	ビスを必要と 職員」を関東			
	地区1	回・関西地	也区2回	回の計:	3回開催した。	さらに、	、法務	<ul> <li>福祉関</li> </ul>	係者間の共通 並びに支援技			
					ためのセミナ							

Т	Т	Т	1	Ι	I	Ι		1
2 調査・研究	2 調査・研究 (調査・研究の実施)		B 3. 44	A 4. 00	A 3. 71	A 4. 00	S 4. 66	A 3. 96
(1) 重度知的障害者の地域移行、行動 障害等を有するなど著しくて、終 難な者の支援方法等につい等を 度において具体的なテーと。 し調 査・研究を行うこと。 なお、研究を行うこと。 なお、電害をでの設定に社会の は、でいるでは、できいる に、でいるででででで、 は、でいるででででで、 は、でいるでででででで、 は、でいるででででででででででででででででででででででででででででででででででで	(1) 調査・研究のテーマ等の設定に当 調査・研究のテーマ等のの設定に域移行のテーマ等者ことで 事者によるでは、 動産を主いた。 動産を主いた。 動産を主には、 一マ等者のでは、 一マ等ののでは、 一マ等ののででで 一でで 一でで 一でで 一でで 一で とをを を を を を を を を を を を を を を を を を を	【調査・研究のテーマ】 ○ 知的障害者の地域移行や行動障害等を有する著しく支援が困難な者への支援方法、健康管理と医療福祉との連携とに関する調査・研究テーマを計画・実施した。年度毎の、主な研究テーマの件数ならびに厚生労働省からの受託研究の数は以下の通りである。 ・平成20年度 6件(うち障害者保健福祉推進事業2件)・平成21年度 6件(うち障害者保健福祉推進事業2件)・平成22年度 12件(うち障害者総合福祉推進事業2件)・平成23年度 12件(うち地域福祉推進事業1件)・平成24年度 13件(うち厚労科学研究1件、障害者総合福祉推進事業1件、地域福祉推進事業1件) ○ 高齢知的障害者の医療福祉等に関する研究も継続的に行なってきており、平成24年度より3年に渡り、全国の実態調査を元に包括的な支援マニュアルを作成する研究を行なっていく(厚生労働科学研究)。						
	(2) 調査・研究の実施体制等 ① 方針・内容の協議 各年度において行う調査・研究の基本的な方針や具体的な内容について、外部の有識者等から構成する「国立のぞみの園研究会議」において協議を行う。	【調査・研究の実施体制】 3人の有識者と内部委員2人で構成されるのぞみの園研究会議を年間2回開催し、各年度の研究計画及び調査・研究結果の概要説明に対する指導・助言を受けた。なお、平成22年度より外部委員を1名加え、合計6人の委員体制とした。  ○のぞみの園研究会議の開催回数 平成20年度 2回 平成21年度 2回 平成22年度 1回 平成23年度 2回 平成23年度 2回 平成24年度 2回 ※ 平成22年度、第2回のぞみの園研究会議は、東日本大震災の影響により急遽中止となった。						
	② 業務の計画的・効率的な実施 調査・研究業務について、計画的 かつ効率的に進めるため、国立のぞ みの園研究会議の下に「調査・研究 調整会議」を引き続き設置し、具体 的な実施体制の検討や関係各部所と の連携・調整、進捗状況の把握並び に調査・研究の成果の検証等を行 う。	【業務の計画的・効率的な実施】 国立のぞみの園研究会議の決定事項を踏まえ、年間4回の調査・研究調整会議を開催し、各研究の進捗状況を管理、関係部所間との連携・調整、調査・研究の成果の検証を行った。  ○調査・研究調整会議の開催回数 ・平成20年度 4回 ・平成21年度 4回 ・平成22年度 4回 ・平成23年度 4回 ・平成24年度 4回						
	③ 外部の研究者等との連携・協力 調査・研究の内容に応じて、外部 の研究者・関係機関等と連携・協力 して実施することが効果的な場合に は、適切な連携・協力体制の確保に 努めることとする。	【外部研究者等の連携・協力】 計画された研究テーマの内容に応じ、外部の研究者や関係機関等と連携・協力を得た研究検討委員会を設置した。また、研究検討委員会には厚生労働省、法務省よりオブザーバーが参加した。 ○外部の研究協力者数 ・平成20年度 33人 ・平成21年度 7人 ・平成22年度 15人 ・平成23年度 18人 ・平成24年度 28人						

2 調査・研究	2 調査・研究 (成果の積極的な普及・活用)(インター ネット等)		A 3. 55	A 3. 75	A 3. 85	A 3. 57	A 4. 00	A 3.74
(2) 成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下 により積極的な情報発信を行うこと により、知的障害関係施設等におけ る普及・活用を図ること。	(3)成果の積極的な普及・活用 調査・研究の成果について、以下 により積極的な情報発信を行うこと により、知的障害関係施設等への普 及・活用を図る。	<ul> <li>○ 調査・研究の成果は、国立のぞみの園紀要として取り纏め、全国の関係団体や研究機関に配布している(600部発行)。紀要に掲載した研究数は以下の通り。また、紀要の研究数         平成20年度 7件         平成21年度 9件         平成22年度 12件         平成24年度 13件</li> </ul>						
① 広報媒体を活用した情報発信 調査・研究の成果について、ニュースレターや法人ホームページ等の 広報媒体を一層活用して、情報発信 に努めること。	① 広報媒体の活用 研究紀要を年間1回以上発行する ほか、ニュースレターや法人のホー ムページに分かりやすく掲載するな ど、情報発信に努める。 また、関係学会や関係団体等の協 力を得て学会誌、機関誌への掲載を 図る。	【広報媒体の活用】 調査・研究の成果を、全国の知的障害関係施設等で活用できるよう、読みやすいものとして全国の関係機関に頒布している。 ・ニュースレター(年間4回、3,600部発行:すべての内容をホームページに掲載)・その他刊行物 「摂食・嚥下の基礎知識」(1,000部発行) 「地域移行を推進するための職員ハンドブック」(2,500部発行) 「矯正施設を退所した知的障害者が地域で自立した生活をおくるために」(全5冊:各500部) 「あきらめない支援:行動問題をかかえる利用者に対する入所施設における実践事例集」(1,800部) 「福祉の支援を必要とする矯正施設を退所した知的障害者等の地域生活支援に向けて」(1,100部) 「50歳からの支援:認知症になった知的障害者」(1,500部) 「行動援護サービス提供責任者ガイドブック」(200部) 「身近な場所で支えてみませんか? 地域でショートステイを推進するために」(4,500部)						
<ul><li>② 講演会等の開催知的障害関係業務に従事する職員等を対象に従事する職員等を対象調査・研究の成果の紹介を行うこと。</li><li>③ 各種研究会等を活用した普及全国的機会を提えて、調査との出席の紹介・普及に努めること。</li></ul>	② 研修会、講演会等における発表 国立のぞみの園が主催する研究の成果を発表する機会を明確なる。 表する機関係の講演会、研究会等において、の機会を介するなどのである。	【研修会、講演会等における発表】 調査・研究の成果を学会誌や知的障害者福祉関係の機関誌に投稿し、掲載を図った。これまでに掲載されたものは、「社会福祉学1件」「厚生の指標1件」「発達障害研究2件」「さぼーと3件」である。また、日本社会福祉学会や日本発達障害学会等の学会等において調査・研究の成果を発表した。 ・学会等における発表件数 平成20年度 9件 平成21年度 7件 平成23年度 14件 平成23年度 10件 「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する研究(行動援護を中心に)」の成果として、「行動援護従業者養成研修」「行動援護従業者養成研修・パワーアップ研修会」ならびに「行動援護サービス提供責任者研修」のプラムを開発し、研修会を毎年実施した。また、「矯正施設等を退所した福祉の支援を必要とする知的障害者等に関する研究」の成果として、平成23年度より「福祉のサービスを必要とする罪を犯した知的障害者等の地域生活支援を行う施設職員等研修会」プログラムを開発し、研修会を実施した。また、「矯正を設定を行う施設職員等研修会」プログラムを開発し、研修会を実施した。また、研究に関係する内容について、関係団体等の講演会・研究会に出席し、講演を行った。						

3 養成・研修	3 養成・研修		A	A	A	A	S	A
(水代の担い手を養成するための担い手を養成するための担い手を養成するためを全とし、大きなにして、大きなとし、大きなどの知識した。といるでは、大きなどの知識した。 (水代のなりでは、大きなどのは、大きなどのの知識した。 (水の知識した。 (水の調性) <	3 養成・研修、ボランティアの養成)  なきとうと、	【研修会等の開催】 国の政策課題となっているテーマや全国の知的障害者関係施設、事業所において関 心の高いデーマを取り上げ、次の研修会等の開催に作い参加者より「満足度」について アンケート調査を実施した。各研修会等の開催に作い参加者より「満足度」について アンケート調査を実施した。各研修会等の問題と度の平均は、22年度は93%。平成23年度は97%。平成24年度は94%であった。 (行動提課後事者養成研修中央セミナー] 平成20年度 5回(コース)参加者351人  平成22年度 1回(コース)参加者351人  平成22年度 1回(コース)参加者358人 満足度 90% 平成23年度 1回(コース)参加者358人 満足度 90% 平成23年度 2回 参加者94人 満足度 92% ※1回はスーパ・イザー研修として実施。 他の1回は、福祉と教育の連携について実施。 (福祉セミナー) ・現を犯した知的障害者への支援に関するセミナー等 平成20年度 1回 参加者296人 平成21年度 1回 参加者296人 平成21年度 1回 参加者296人 平成21年度 1回 参加者258人 満足度 95% ※10 日本新者258人 満足度 95% ※10 日本新者258人 満足度 95% ※10 日本新者258人 満足度 95% ※10 日本新者258人 満足度 95% ※10 日間 参加者210人 満足度 95% ※10 日間 参加者314人 満足度 95% ※10 日間上郷主施。 ・発達障害児(者)に関するセミナー 平成20年度 1回 参加者314人 満足度 98% 中成23年度 1回 参加者314人 満足度 98% 中成22年度 1回 参加者314人 満足度 98% 平成22年度 1回 参加者314人 満足度 98% 平成20年度 「知的障害者支援に携わる職員のメンタルヘルスケア」参加者 110人 「腰痛症」 平成20年度 「知的障害者支援に携わる職員のメンタルヘルスケア」参加者 110人 を加名21年度 「発症管の理解と支援」参加者 125人	A 3.88	A 4. 00	A 4.00	A 3.85	S 4.66	A 4.08

平成22年度 「医療・福祉職員のメンタルヘルス~こころのバリアフリーを目指して」
参加者135人 満足度95%
「高齢者、知的障害者における摂食・嚥下リハビリテーション」 参加者102人 満足度97%
平成23年度
参加者 7 3 人 満足度 1 0 0 % 平成 2 4 年度
「知的障害者に対する摂食・嚥下障害への対応とコツ」
参加者112人 満足度97%
〔群馬県からの委託による研修事業等〕 ・群馬県知的障害者(児)ホームヘルパー養成基礎研修実施事業
平成20年度 2回 参加者80人
平成 2 1 年度 2 回 参加者 7 9 人 平成 2 2 年度 2 回 参加者 8 2 人 満足度 9 3 %
平成 2 3 年度 2 回 参加者 8 6 人 満足度 9 8 % 平成 2 4 年度 2 回 参加者 5 5 人 満足度 9 5 %
<ul><li>群馬県行動援護従業者養成研修実施事業</li><li>平成20年度 1回 参加者38人</li></ul>
平成 2 1 年度 1 回 参加者 3 0 人 平成 2 2 年度 1 回 参加者 2 0 人 満足度 9 5 %
平成 2 3 年度 1 回 参加者 2 7 人 満足度 1 0 0 % 平成 2 4 年度 1 回 参加者 1 9 人 満足度 9 4 %
【実習の受入】       [実習プログラムの開発]
平成20年度に、実習施設である当施設と教育機関である日本社会事業大学の共同 研究により、新カリキュラムで求められる実習内容を盛り込んだ「相談援助実習プロ
グラム・マニュアル」を試作した。 平成21年度は、養成学校等と連携・協力して、実習前、中、後の設問ごとの評価
の時系列比較を実施するなどし、実習プログラムを検証した。
平成22年度には、教育機関・学生・当法人の三者で協力し、アンケート調査によ る効果測定を行い実習プログラムの検証を行った。
平成23年度は、相談援助実習プログラムに基づき、社会福祉士及び介護福祉士の 養成に取組んだ。また、実習のしおりの改訂を行った。
平成20年度から、5年間で122人(20年度13人、21年度25人、22年
度30人、23年度26人、24年度28人)の相談援助実習生を受入れた。 また、平成21年度からは、養成校で開催された実習報告会や実習説明会において、
さらに、のぞみの園主催の実習懇談会において「国立のぞみの園相談援助実習計画書」 の説明を行った。
〔実習の受入〕
〈各種養成機関の実習受入れ〉
相談援助実習、保育実習、専門学校臨地実習、訪問介護員養成、群馬県受託養成 研修、教員養成課程、医学生早期体験等
○平成 2 0 年度
・学校等数 5 2 か所
・人数 ・延べ日数 2,709日
○平成 2 1 年度 • 学校等数 5 2 か所
・人数 503人 ・延べ日数 2,926日
○平成 2 2 年度
<ul><li>・学校等数</li><li>・人数</li><li>460人</li></ul>
・延べ日数 2,733日

○平成23年度	多様なボランティアメニューの再編 でホームページで公表した。 、平成20年8月に関係団体等に対 ンティアの参加を促すパンフレット 責極的にボランティア募集を行った。 オを紹介し、ボランティア参加を呼 を開催し、高崎市内外の高等学校の 、作業体験等を通して、障害者支援
---------	--

4 援助・助言	4 援助・助言		B 3. 00	A 3. 75	A 3. 71	A 3. 71	A 4. 00	A 3. 63
重度 (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学) (大学)	接助・助言のすることによりの田本語では、地方自治体等には、国立のぞみの国立をによりの国立を持ちての取組やでする。とは、大きでは、大きのでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	【援助・助言の利用拡大】 国立のぞみの個の業務や、援助・助言の内容、利用方法をPRしたリーフレットを作成し、広く紹介した。さらに、援助・助言の内容や、利用方法をPRしたリーフレットを作成し、広く紹介した。とうに、短助・助言の内容や、利用方法をPRしたリーフレットを作成し、ニュースレターに同封し、関係機関をはじめ、障害者支援施設等へ配補を会及び他の法人の研修会等に移動と結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる間い合わせや職員の講師派遣要請等があり、そうした援助・助言の要請に対応した。 【援助・助言のを操性】 ・技術造解性 3件 2件 1件 1						
		その他62件 計175件・主な問い合わせ内容 制度(自立支援法以外)に関して 0件 自立支援法に関して 18件 事業運営に関して 8件						

		健康・医療に関して						
5 その他の業務	5 その他の業務		B 3. 22	A 3. 62	A 3. 85	A 4. 00	A 3.83	A 3. 70
前4事項に附帯する各種の業務を行うこと。	前4事項に附帯する業務として、主 に次の業務を行う。 (1)診療所について、施設利用者の高 齢化等に対応した適切な医療を行う とともに、地域の知的障害者等に対 しても診療を行う。 また、心理外来等の利用の拡大に 努める。	【診療所】 当診療所は、平成14年1月に群馬県から有床診療所(13床)として許可を受けており、当施設の利用者のみならず、地域の知的障害者等をも対象として、診療を行っている。 なお、保険医療機関としては、平成7年に承認を得ている。						

	※診療実績       単位:件         人院>       利用者       一般       計         平成20年度       3,940       —       3,940         平成21年度       4,297       —       4,297         平成22年度       4,402       —       4,402         平成23年度       4,792       145       4,937         平成24年度       4,343       37       4,380	
	利用者     一般     計       平成20年度     17,759     1,905     19,664       平成21年度     19,280     2,655     21,935       平成22年度     20,584     3,299     23,883       平成23年度     23,800     3,831     27,631       平成24年度     23,459     5,052     28,511	
	利用者     一般     計       平成20年度     455     643     1,098       平成21年度     460     1,401     1,861       平成22年度     493     1,727     2,220       平成23年度     321     1,596     1,917       平成24年度     414     2,084     2,498       ※上記<外来>の内数である。	
	マ成20年度     89,146千円       平成21年度     102,758千円       平成22年度     120,953千円       平成23年度     135,182千円       平成24年度     128,233千円	
(2)地域の障害者支援の拠点として、中核的な役割を担うとともに、地域の障害者等に対する相談や短期入所、日中一時支援等の地域生活を支援するサービスを実施する。	【相談支援】 平成18年11月に群馬県から相談支援事業者の指定を受けるとともに、平成19年度より、高崎市から委託された障害者相談支援センターとして、高崎市自立支援協議会に参加し、地域の障害者サービス全般に関する相談、福祉サービスの情報提供、サービス利用計画の作成、福祉サービス事業者との連絡調整を積極的に行っている。また、平成24年10月からの障害者虐待防止法の施行に伴い、高崎市が設置する虐待防止センター業務について委託契約を結んだ。	
	<相談支援の状況> ・延べ相談件数 平成20年度 5206件 平成21年度 4356件 平成22年度 5203件 平成23年度 5133件 平成24年度 5548件  <虐待の相談・通報受理の状況> ・延べ受理件数 平成24年度 30件 通報15件 相談13件 届出2件	
	【短期入所と日中一時支援】 地域の知的障害者の利用希望に応じて、短期入所や日中一時支援を提供した。	
	<ul> <li>○短期入所</li> <li>・平成20年度 総利用者数 119人 総利用日数 1365日</li> <li>・平成21年度 総利用者数 105人 総利用日数 794日</li> <li>・平成22年度 総利用者数 106人 総利用日数 849日</li> <li>・平成23年度 総利用者数 126人 総利用日数 1263日</li> <li>・平成24年度 総利用者数 134人 総利用日数 1177日</li> </ul>	

		○日中一時支援 ・平成20年度 総利用者数 41人 総利用日数 79日 ・平成21年度 総利用者数 54人 総利用日数 79日 ・平成22年度 総利用者数 59人 総利用日数 171日 ・平成23年度 総利用者数 99人 総利用日数 173日 ・平成24年度 総利用者数 99人 総利用日数 173日 ・平成24年度 総利用者数 99人 総利用日数 195日  【就労支援】 地域の知的障害者のための就労支援として、平成20年10月に就労移行支援事業を定員10人で開始し、平成22年10月には就労継続支援事業B型を定員20人で開始した。 就労移行支援では、平成20年から平成23年度末までに6人が一般企業等へ就労した。 就労移行支援事業に籍をおく利用者は、全員が企業等での実習や職場体験、施設外作業を行い、就労支援継続支援事業B型に籍をおく利用者においても一般就労を希望する利用者に就職相談や会社見学等を積極的に行った。 平成24年度においては、当法人の就労支援事業の広報活動として、事業パンフレットを作成し、高崎市内の特別支援学校を始め、関係機関10か所に配布し、周知を図った。    第86行支援事業(定員10人)利用者数 (年度末時)     20年度 21年度 22年度 23年度 24年度     利用者数 6人 6人 9人 9人 9人 6人     就労した者 0人 2人 2人 2人 2人     就労継続支援事業B型(定員20人)利用者数 (年度末時)     22年度 23年度 24年度     1月者数 7人 7人 17人     就労した者 1人 1人 1人 1人     就労した者 1人 1人 1人     1月						
6 前5事項で提供するサービスに対す る第三者から意見等を聴取する場の確 保	6 サービス提供等に関する第三者から 意見等を聴取する機会の確保		B 3. 11	B 3. 37	B 3. 28	B 3. 14	A 4. 00	B 3. 38
適切なサービスの提供と業務運営の向上を図るため、第三者から意見等を聴取する機会を確保するとともに、第三者評価機関による福祉サービスの評価を実施すること。また、その評価結果等を公表し、事業運営への反映に努めること。	国立のぞみの園の業務運営の向上を図るため、第三者のととに、にはるとと価機関によるととののののでは、というのののでは、まな事には、まな事に、まな事に、まな事に、まな事に、まな事に、まな事に、まな事に、まな事に	【第三者から意見等を聴取する場の開催】 平成20年9月に、当法人の業務全般に関する第三者の意見等を事業運営に反映させるため、有識者、行政担当者、地域代表、保護者等から構成される「国立のぞみの園運営懇談会」を設置・開催した。 毎年度、2~3回開催し、前年度の評価結果、当該年度の事業報告や翌年度の予算案等の当法人の説明に対し、委員から意見等を聴取し、その後の事業運営や事業計画に適切に反映させた。 なお、議論の要旨・会議資料については、ホームページに掲載し公表した。 ○平成20年度 ・第1回(平成20年9月29日) ・第1即(平成20年9月29日) ・第1期中期目標期間における事業実績 ・20年度の事業計画等 ・第2回(平成21年3月18日) ・20年度の事業実施報告 ・21年度の事業計画等						

	<ul> <li>○平成21年度         <ul> <li>第1回(平成21年9月29日)</li> <li>・平成20年度業務実績に関する評価結果</li> <li>・平成21年度事業報告</li> </ul> </li> <li>・第2回(平成22年3月25日)</li> <li>・平成21年度事業報告及び22年度事業計画</li> <li>・独立行政法人を取り巻く状況</li> </ul>		
	<ul> <li>○平成22年度</li> <li>・第1回(平成22年5月28日)</li> <li>・利用者の死亡事故及び再発防止対策の徹底に関する報告</li> <li>・省内事業仕分けに基づく改革について</li> <li>・第2回(平成22年9月30日)</li> <li>・平成21年度業務実績に関する評価結果</li> <li>・平成22年度事業報告</li> <li>・第3回(平成23年3月17日)</li> <li>・東日本大震災の被害状況等の報告</li> <li>・独立行政法人の見直し関連報告</li> <li>・平成23年度予算、組織改正について</li> </ul>		
	<ul> <li>○平成23年度</li> <li>・第1回(平成23年9月29日)</li> <li>・平成22年度業務実績に係る評価結果の概要</li> <li>・平成23年度事業報告(概要)</li> <li>・東日本大震災における対応状況 等</li> <li>・第2回(平成24年3月21日)</li> <li>・独立行政法人の制度及び組織の見直しについて</li> <li>・平成23年度事業報告</li> <li>・平成24年度予算(案)</li> <li>・東日本大震災被災施設への支援等について 等</li> </ul>		
	<ul><li>○平成24年度</li><li>・第1回(平成24年9月27日)</li><li>・厚生労働省独立行政法人評価委員会関係</li><li>・新規事業検討状況</li><li>・関係法律の成立及び施行等</li><li>・(福) 友愛会について</li></ul>		
	<ul> <li>・第2回(平成25年3月25日)</li> <li>・第3期中期目標・中期計画(案)について</li> <li>・新規事業について</li> <li>・組織再編成について</li> <li>・平成25年度予算(案)</li> <li>・国立のぞみの園10周年記念事業について</li> </ul>		
(2) 第三者評価機関による評価 第三者評価機関による評価につい て、概ね3年に1回実施する。	【第三者評価機関による評価】 平成22年3月、適切なサービス提供と業務運営の向上を図るため、平成21年10月から平成22年1月までに実施した自己評価(8領域287項目)について、平成22年2月から3月にかけて第三者機関によるヒヤリングを経た評価を実施した。 結果は、aが280項目、bが7項目、cが0項目であり、サービスの質及びサービス提供システムが客観的に向上しているとの評価を得た。 前回評価を受けた21年度から3年を経た24年度において第三者評価機関による評価を実施した。24年度自己評価(8領域287項目)をもとに関係部所へのヒヤリングを経て評価された結果は、aが283項目、bが4項目、cが0項目であり、前回同様サービスの質及びサービス提供システムが客観的に向上しているとの評価を得た。		

第4 財務内容の改善に関する事項	第3 予算 (人件費の見積りを含む)、 収支計画及び資金計画		B 3. 33	A 4. 12	A 4. 00	A 4. 00	A 3. 83	A 3. 86
通則法第29条第2項第4号の財務内容のとおりとする。  1 自己収入の増加に努めることにより、には事費(定年退職者に係る退職手当を、40%以上にすること。  2 経費の実施 (第2 業の効率化に関する事項に配予算にを申ります。) 第2 ででででででででででででででででででででででででででででででででででで	1 予算 別紙1のとおり 2 収支計画 別紙2のとおり 3 資金計画 別紙3のとおり	<ul> <li>【予算】</li> <li>当法人は、国からの運営費交付金と自己収入等で事業を実施しており、総事業費は人件費(退職手当を含む)等の一般管理費と知的障害のある利用者を支援するために必要な事業費で構成されている。</li> <li>各年度の予算は、中期目標・計画の目標である①「一般管理費及び事業費等の経費(運営費交付金を充当するもの(定年退職者に係る退職手当に相当する経費を除く)について、中期目標期間の最終年度(平成24年度)の額を、前中期目標期間の最終年度(平成19年度)と比べて23%以上節減すること」と、②「自己収入の増加に努めることにより、中期目標期間中において、総事業費(定年退職者に係る退職手当を除く。)に占める自己収入の比率を、40%以上にすること」を目標として、算定ルールに従って作成した。</li> <li>当初の計画に比して、地域移行の着実な推進、人件費の縮減等により、所期の目標を達成するとした予算が作成できた。なお、自己収入についても、所期の目標を達成できる見込みである。</li> <li>【収支計画】</li> <li>各年度、予算に従って、セグメント毎の収支計画を立てた。</li> <li>収支計画に従って、東業を執行した。その際の経費は、費用進行基準により支出した。</li> <li>各年度における収支の状況を見ると、平成20年度から平成23年度までの各年度とも人件費等の縮減により生じた繰越金を運営費交付金債務として翌年度に繰り越し収益化を行っている。なお、平成24年度は第2期中期目標最終年度であることから、独法会計基準第81条第3項の規定に基づき、運営費交付金債務残高の全額を収益化した。</li> <li>【資金計画】</li> <li>これまでの期間中、資金不足や偶発的な支出がなく、計画どおりの執行ができている。</li> </ul>						
	<ul> <li>第4 短期借入金の限度額</li> <li>1 限度額</li> <li>450,000,000円</li> <li>2 想定される理由</li> <li>(1)運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足に対応するため。</li> <li>(2)予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費に対応するため。</li> <li>第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし</li> <li>第6 剰余金の使途</li> </ul>	【短期借入金】  ○ これまでの期間中、短期借入金は生じていない。  【重要な財産の譲渡、又は担保に供すること】  ○ これまでの期間中、該当なし。  【剰余金】						
	第6	<ul><li>○ これまでの期間中、剰余金は生じていない。</li></ul>						

第5 その他業務運営に関する重要事項 通則法第29条第2項第5号のその 他業務運営に関する重要事項は、次の とおりとする。 1 施設整備や改修等については、適切 な支援サービスの確保に留意しつつ、 施設利用の状況、社会経済情勢を踏ま え、その必要性や経費の水準等につい て十分に精査すること。	3 施設利用者の個別支援計画の適切な 運用や地域における支援体制づくりな どの地域移行の取組み 4 退職手当(依願退職等)への充当 第7 その他主務省令で定める業務運営 に関する事項 1 人事に関する計画 (1)方針 施設利用者の減少等を踏まえ、業 務運営の効率化を図りつつ、人員の 適切な配置等に努める。 (2)人員に係る指標 期末(24年度末)の常勤職員数	【人事に関する計画】 入所利用者の減少等を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、入所利用者の高齢化、 新たな政策課題である福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した知的障害者等の 支援等に対応するなど、人員の適切な配置等を行った。 なお、期末(24年度末)の常勤職員数を期首(20年度当初)の80%とするよ う、計画的に人員の削減を行った。	A 3. 88	A 4. 12	A 4. 00	A 3. 85	A 4. 00	A 3. 97
	無対象 (2 4 年度水) の 8 0 % と する。 (参考1) 職員の数 期首の常勤職員数 2 7 9 名 期末の常勤職員数の見込み 2 2 3 名 (参考2) 中期目標期間の人件費総額 中期目標期間中の人件費総額 1 1, 5 8 1 百万円	(参考1) 常勤職員数 ○平成20年度期首(定員)279人 → 期末(現員)256人 ○平成21年度期首(定員)270人 → 期末(現員)246人 ○平成22年度期首(定員)260人 → 期末(現員)234人 ○平成23年度期首(定員)246人 → 期末(現員)215人 ○平成24年度期首(定員)235人 → 期末(現員)223人(※) ※ 20年度期首(定員)に比して、△56人(△20%)  (参考2)人件費総額 ○平成20年度 2,335百万円 ○平成21年度 2,048百万円 ○平成21年度 2,048百万円 ○平成22年度 1,958百万円 ○平成23年度 1,808百万円 ○平成23年度 1,808百万円 ○平成24年度 1,577百万円 合計 9,726百万円						
第5 その他業務運営に関する重要事項	施設・設備に関する計画         施設・設備の内容       予定額(単位: 万円)         スプリンクラー設置工事       20年度施設整備費補助金         スプリンクラー設置工事のご時定寮のバリアフリー化等改修工事       20年度施設整備費補助金(第2次補正)	【施設整備】 施設内の設備の老朽化や消防設備の設置など緊急度が高いものから整備し、入所者に関する整備関係を優先させることを基本に整備してきた。  ○平成22年度 空調・給湯設備の改修工事(第Ⅰ期)(平成22年度予算)を行ったが、平成22年度 第1次補正予算で、空調・給湯設備の改修工事(第Ⅰ期)が認められたため、工事全体の見直しを行う必要が生じ、その実施が年度内に完了できなくなったため明許繰越の手続きを行った。  ○平成23年度 空調・給湯設備の改修工事(明許繰越)を行い、利用者の高齢化に伴う空調環境を整えると同時に省エネルギー対策として整備を行った。  ○平成24年度 耐震補強工事(平成23年度第3次補正)、法面復旧・雨水対策工事(平成23年度第4次補正)を行い、建物の地震対策及び台風等による災害対策として整備を行うとともに、給水設備改修工事等を行い、老朽化した貯水槽の更新、ライフラインが通っている共同溝の補修及び共同構内の配管・配線の更新をし、老朽化対策及び利用者の安心・安全の確保対策として整備を行った。	B 3. 11	_	B 3. 14	A 3. 57	A 3.83	B 3.41

			1			T T	1	1	
診療所具家発電机設置	用自幾の	22年度 施設整備費 補助金							
耐震診断	<b>新調</b> 291								
寮舎等2 ・給湯i 改修工事	空調設備								
寮舎等空 ・給湯設 改修等工	と備 上事 558	22年度 施設整備費 補助金 (第1 次補正)							
耐震補強工事	6 2	23年度 施設整備費 補助金(第3 次補正)							
法面復旧 工事・雨 排水改善 工事	1	23年度 施設整備費 補助金(第4 次補正)							
給水設 修工事等	備改 5 6 1 ▶	24年度 施設整備費 補助金							